

熊医発第1560号
令和3年2月16日

訪問看護ステーション管理者 様

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会
会長 金澤 知 徳



新型コロナウイルスワクチン接種に係る被接種者リストの作成・提出
について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知の通り、厚生労働省から新型コロナウイルスワクチンの優先接種者については、訪問看護ステーションの従事者であって、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む）と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれることとなり、今般、優先接種対象者となる訪問看護ステーションの従事者を、県訪問看護ステーション連絡協議会が取りまとめることといたしました。

つきましては、本要件に該当する訪問看護ステーションにおかれましては、本協議会ホームページ（www.kumamoto.med.or.jp/houkan/index.html）の（お知らせ）から別添「接種者入力リスト」をダウンロード頂き、令和3年2月19日（金）までに別紙によりメールアドレスに当該リストを送信下さい。

なお、医療法人等が開設する訪問看護ステーションで同一法人の医療機関からの接種者名簿により被接種者として予定されている場合は、そちらを優先していただきますので名簿提出に当たっては重複がないようお願いいたします。

また、本協議会への未加入施設におかれましては、この機会に是非入会についてのご検討を頂きますよう併せてお願い申し上げます。

（注）疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

(別紙)

① リスト送信先

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会事務局

yamashita-office@kumamoto.med.or.jp

② 提出期限

令和3年2月19日(金)

③ その他

- ・ 本会へのメール受領後に受領メールを送信します(開封要求メッセージを要求して頂いても構いません)。
- ・ 母体である医療機関への提出等により本会へのリスト提出が無い場合でも本会へのメール連絡をお願いします。

ご不明な点がございましたら、協議会事務局にご連絡下さい。

【連絡先】

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会事務局(熊本県医師会事務局)

TEL 096-354-3838(代表)

FAX 096-322-6429

接種順位の考え方（案）

2 医療従事者等の範囲について

（１）医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を定める。

- ・ 業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者（注）と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
- ・ 従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること

※ なお、ワクチンの基本的な性能として発症予防・重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないことから、患者への感染予防を目的として医療従事者等に接種するものではないことに留意（医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない）

注 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

接種順位の考え方（案）

2 医療従事者等の範囲について（続き）

（2） 医療従事者等の範囲は以下とする。

- 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者^{（注）}を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある

医師 その他の職員

- ※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる。）
 - ※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。
 - ※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。
 - ※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
 - ※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。
- なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

- 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者^{（注）}を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）

- ※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。

- 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員

- ※ 救急隊員等の具体的な範囲は、新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる、①救急隊員、②救急隊員と連携して出動する警防要員、③都道府県航空消防隊員、④消防非常備町村の役場の職員、⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）。
- （参考）「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について」

（令和3年1月15日付け消防庁消防・救急課、消防庁救急企画室、消防庁国民保護・防災部地域防災室、消防庁国民保護・防災部広域応援室事務連絡）

- 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

以下が含まれる。

- ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等

（例）保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者。

- ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者

（例）宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者。

- ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者

注 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。